

平成26年2月3日

環境省えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理計画(環境省計画)(案)

計画の記載項目

- 1 計画策定の目的及び背景
- 2 保護管理すべき鳥獣の種類
ゼニガタアザラシ (*Phoca vitulina*)
- 3 計画の期間
- 4 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- 5 特定鳥獣の保護管理の目標
- 6 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- 7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
現時点では想定する記載事項なし。
- 8 被害防除対策に関する事項
- 9 モニタリングに関する事項
- 10 計画の実施体制に関する事項
- 11 付属資料

1 計画策定の目的及び背景について

ゼニガタアザラシは、環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に選定されている。北海道の襟裳岬から根室半島にかけて分布し、特にえりも地域は最大の個体群となっている。鳥獣保護法における希少鳥獣であることから、捕獲許可は環境大臣権限となっており、殺傷等を伴う有害鳥獣捕獲は原則認めていない。

近年、えりも地域において、生息状況は安定しているといわれている一方、定置網のサケを中心に漁業被害が深刻な状況となっており、北海道における被害額は平成 24 年度はサケ定置の直接被害のみで約 4,000 万円となっており、他の被害についても報告されている(付属資料)。

このような状況を踏まえ、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群の存続とゼニガタアザラシによる水産被害の軽減を図ることを目的として、環境省が、多様な事業主体との連携により、被害防除対策、モニタリング等の事業を推進するため、特定鳥獣保護管理計画(鳥獣保護法第 7 条)に準ずる計画(以下環境省計画)を策定する。

3 計画の期間について

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

4 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域について

襟裳岬周辺で繁殖する個体群が生息する区域。

えりも地域のゼニガタアザラシ個体群は、遺伝的にも他の地域と交流が無いため(付属資料)。

5 特定鳥獣の保護管理の目標について

- ・ えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群の存続とゼニガタアザラシによる水産被害の軽減。
- ・ えりも地域において、水産業や生態系へのゼニガタアザラシの影響の許容範囲と、ゼニガタアザラシが存続して生存できる状態を両立させるための手法を見出す。

6 特定鳥獣の数の調整に関する事項について

- ・ 絶滅危惧種であり、現時点では科学的情報が乏しいことから、補殺を伴う個体数調整については当面見合わせる。しかし、適正な個体数管理を視野に、生息数等の科学的なデータの収集・分析を行っていくこととする。
- ・ 具体的には、個体群の存続と許容できる被害の両立を図るため、適正な個体数を算出するための手法（個体群存続可能性分析、生物学的間引き可能量、環境収容可能数等）を検討し、そのための基礎データ（生息数、増加率、生息密度等）を収集・分析する。

(例) 生物学的間引き可能量 (PBR) = $N_{\text{MIN}} \times R_{\text{MAX}} \times \text{RF} / 2$

N_{MIN} : 最少推定個体数、 R_{MAX} : 最大増加率、RF : 回復係数

8 被害防除対策に関する事項について

- ・ 現在までも様々な手法が試みられているが、同一の被害防除手法の長期間の使用に対しては慣れが生じ、効果が減少するため、確実な防除手法は見出されていない現状である。しかし、被害対策は、例え捕獲ができたとしてもそれだけでは不十分であることから、被害防除対策についても引き続き検討を行っていく必要がある。
- ・ 被害防除手法は、大きく分類して、漁具等に対する手法（アザラシが侵入

しにくい網の改良、音波等忌避装置の設置等)とアザラシに対する手法(追い払い、漁網等へ侵入する常習個体の確保・お仕置き等)があり、これらのうち可能性のある手法の実施、改良、併用等を試み、継続的に効果の検証を行いながら、効果的手法の検討を行うこととする。

9 モニタリングに関する事項について

- ・ 目標(アザラシ個体群の存続と水産被害の軽減)を達成するために必要な基礎情報を収集する。
- ・ まず、必要な情報(既存情報、今後必要なもの)の洗い出しと整理を行い、優先順位をつける。
- ・ 具体的には、個体数推定、被害状況、生息環境、生息動向等の把握に必要な情報の継続的な収集の手法を検討し、情報の収集・分析を行う。

10 計画の実施体制に関する事項について(図1)

- ・ 計画の実施に必要な被害防除手法やモニタリング手法等の各手法の確立は、環境省が主体的に実施する。
- ・ 環境省は、毎年度、計画に基づく事業の実施計画(事業計画)を作成し、北海道、えりも町、漁業団体、漁業者、地域住民、関連団体、大学・研究機関等の多様な関係者と連携して計画に基づく事業を実施するものとする。また、必要に応じて保護管理計画を見直す。
- ・ 環境省は、各関係者の協力を得て、事業実施状況等の情報の収集を行い、科学委員会を通じてモニタリングや調査の結果の分析・評価を行う。
- ・ 科学委員会の設置に先立ち、まず、既存の資料、データの収集、整理を行い、目的を達成するために必要なモニタリングや調査事項の洗い出しを行う機会を設ける。
- ・ 保護管理計画及び事業計画の評価、見直し等は保護管理協議会を経て行う。

11 付属資料について